外国人を住民票に登録する新制度と実務上の注意点

１　在留カードと住民票

出入国管理及び難民認定法が改正され、同時に日本に滞在する外国人の方も住民票に登録されることになります。

この制度の対象者には、氏名等の基本的身分事項や在留資格、在留期間が記載され、顔写真が貼付された**在留カードが交付**されることになります。従って、本人確認はこのカードによって行うことも考えられます。また、従来の**外国人登録証明書が廃止**されてすべて住民票に切替わることから、職務上請求書を用いて職権で取寄せが可能となります。

２　問題点

①　外国人登録原票は市町村からなくなる。

新制度の開始に伴い、外国人登録の情報を記載してある「外国人登録原票」はすべての市町村等から法務省へ送付されます。結果として、市町村からは「登録原票記載事項証明書」写しの交付もなくなります。実はこれが大きな問題です。

②　住民票の記載事項

住民票に登録された外国人住民の方は、住所・氏名・性別・生年月日等が記載されますが、外国人登録証明書に記載されていた以前の居住歴、氏名（通称名）・国籍の変更履歴、父母や配偶者の氏名、上陸許可年月日などは記載されません。また、氏名表示も原則アルファベットになり、従来の外国人登録証明書に記載されていた通称名（日本語等）は記載されるようですがひょっとしたら市町村によって取扱が異なるかもしれません。日本人なら戸籍の附票を取寄せれば関連付けができますが、外国人には戸籍がありませんから困ったことになります。また、相続登記に必要な国籍についても注意が必要です。

３　住所変更・氏名変更の手続

新しい住民票には、先に書いたように最新の住所・氏名しか記載されないことや通称名がうまく表示されないこととなった場合、登録原票も市町村には存在しないので、従前の住所や氏名を証明する書面が必要な場合はすべて法務省に対して情報公開法に基づいて閉鎖後の登録事項原票の写しを請求しなければなりません。これが全国から請求されることになりますから、請求してから送付される期間は早くても１ヶ月と言われております。そうなると、売買による所有権移転登記や抵当権設定登記等で前提として所有権登記名義人表示変更登記が必要な場合に間に合わなくなります。

そこで、もしも顧客に外国人の方がある場合は、７月６日までに現在の外国人登録証明書を取寄せてもらい、念のために預かっておくことをお勧めします。

４　情報公開開示請求窓口

法務省大臣官房秘書課　個人情報保護係
電話：03-3580-4111

取寄せできるのは、本人です。職務上請求では取寄せができませんのでご注意ください。

（文責　　朝日奈　晰）